

神通大橋（上流側）詳細設計等業務委託特記仕様書

1. 概要

本業務は、富山市神通町三丁目外地内、一級河川神通川に架かる神通大橋（上流側）について、橋梁上下部及び基礎、護岸、道路、仮設構造物等、橋梁の架け替えに必要な構造物の詳細設計並びに調査等を行うものである。

2. 適用範囲

本仕様書は、「神通大橋（上流側）詳細設計等業務委託」（以下「業務」という。）に適用する。

3. 業務の目的

本業務は、本特記仕様書に基づいて橋梁詳細設計等を行うものである。

4. 業務計画

受注者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を明らかにした業務計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

(1) 計画業務工程表

(2) 配置技術者

1. 管理技術者

技術士（総合技術監理部門：建設—鋼構造及びコンクリート又は、建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を保有し、1級河川（直轄管理区間）における橋長100m以上の橋梁詳細設計業務の経験があること。

2. 照査技術者

技術士（総合技術監理部門：建設—鋼構造及びコンクリート又は、建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を保有していること。

(3) その他必要な書類

5. 現地の立入り等

受注者は、業務を実施するため公有地、私有地に入るときは、事前に発注者の指示を受けるとともに、関係者の十分な理解と協調を図り業務が円滑に遂行できるように努めなければならない。

6. 現場管理等

(1) 本業務の履行にあたっては、交通事故はもとより、第三者に危害等を及ぼさないよう、万全の処置を講じることとする。なお、本業務に起因して第三者に損害を与えた場合には、受注者の責任において処置することとする。

(2) 地域住民および道路や周辺施設の利用者等から苦情があった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を発注者に報告するものとする。

7. 機密の保持

- (1) 受注者は、「富山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、貸与資料等及び業務の遂行上知り得た秘密（業務を実施する上で発注者を通じて知り得た第三者の秘密を含む。）を他人に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該業務を受託するものに対し、前項に規定する事項の遵守を義務付けなければならない。
- (3) 前各項の規定に違反し、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。
- (4) 発注者は必要に応じ、受注者の事業所及びこの契約の履行場所において、秘密の保持に関する検査を行うことができる。
- (5) 前各項の規定は、この契約の履行を完了した後もその効力を有する。

8. 中立性の保守

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

9. 打合せ等

- (1) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等を打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手、中間、成果物納品の段階において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

10. 資料等貸与及び返却

- (1) 発注者は、本業務に必要な設計図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された図書等の必要がなくなった場合は、速やかに発注者に返却するものとする。

11. 条件明示書（案）の活用

受注者は、設計図書にある「条件明示書」に記載された設計条件等を確認し、業務に反映させるものとする。

12. 成果物の審査

- (1) 受注者は、業務完了時に発注者による成果物の審査を受けなければならない。
- (2) 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は速やかに訂正しなければならない。

1 3. 成果物の提出期限

審査を行うための成果物の提出期限は履行期間内とする。成果物の審査に合格後、本仕様書に記載された図書一式を納品し、発注者の検査をもって業務の完了とする。

1 4. 成績評定

発注者（調査員・調査員上長・検査員）は、「富山市建設部設計業務等成績評定要領」に基づき成績評定の試行を行うこととし、業務及び検査が完了した時には発注者が評定結果を通知するものとする。

1 5. 業務の瑕疵

受注者は、業務が完了し成果物引渡完了後においても、業務成果に瑕疵等が認められた場合は、速やかに受注者の責任において修正しなければならない。

1 6. 成果物の帰属

成果物は全て発注者の所有とする。また、受注者が成果物を公表、借用または使用する場合は、その都度発注者の承諾を得なければならない。

1 7. 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

【設計業務】

(1) 道路設計

- 1) 道路予備設計（A） L=0.6km
- 2) 道路詳細設計（A） L=0.585km
- 3) 平面交差点詳細設計 N=1箇所

▽橋梁架け替え工事中は、通行規制を行うことが想定され、市民生活に大きな支障をきたすことがないよう、影響を最小限に抑える設計及び施工計画を立案すること。

▽橋梁架け替えに伴い、路面の嵩上げが生じることが想定されるため、周辺道路への影響とその対策について、検討すること。

(2) 神通川流況解析

- 1) 神通川流況解析 N=1式

▽橋脚設置方向の決定のため、架橋位置付近の流水方向を明らかにするもの。

(3) 橋梁設計

1) 橋梁詳細設計

- ① 座標計算 N=1橋
- ② 施工計画 N=1橋

▽工事に必要な仮締切堤等の施工計画の立案のほか、工損調査、用地補償及び家屋調査の要否・範囲についての検討を行うものとする。

- ③ 動的照査 N=1橋

- ④ 関係機関との協議資料作成 N=1 業務
- ⑤ 現地踏査 N=1 業務

2) 橋梁上部工詳細設計

- ① 橋梁形式；鋼5径間連続鋼床版箱桁橋 基本構造物 N=1 橋
 - ▽業務発注段階においては、架け替える橋梁の形式は鋼5径間連続鋼床版箱桁橋を想定しているが、他の橋梁形式及び径間割についても比較検討すること。
 - ▽架け替える橋梁には、片側歩道を設けることとする。

3) 橋台工詳細設計

- ① 橋台形式；逆T式橋台（基本1、類似1） N=2 基
- ② 液状化が生じる地盤での橋台の耐力照査（基本1、類似1） N=1 式

4) 橋脚工詳細設計

- ① 橋脚形式；壁式橋脚（逆T式）（基本1、類似3） N=4 基
 - ▽上部工（径間割）の検討結果によっては、設計数量を変更することとする。

5) 橋台基礎工詳細設計

- ① 基礎形式；場所打杭（基本1、類似1） N=2 基
- ② 液状化が生じる地盤での橋台基礎の耐力照査（基本1、類似1） N=1 式

6) 橋脚基礎工詳細設計

- ① 基礎形式；オープンケーソン（基本1、類似3） N=4 基
 - ▽地質調査の結果及び上部工の検討結果によっては、基礎形式及び設計数量を変更することとする。

7) 架設計画

- ① 架設計画（1工法）；橋梁上部工 架設計画・架設工設計に適用 N=1 式
 - ▽周辺道路や近接橋への影響を最小限に抑えること。
 - ▽想定している鋼5径間連続鋼床版箱桁橋は桁高が大きくなることから、桁の運搬経路や架設方法については、十分に検討すること。
 - ▽施工（撤去、新設）に伴う近接橋下部工への影響について、検討および評価すること。

8) 仮設工詳細設計

- ① 土留工詳細設計；アンカー式の場合（基本1、類似1） N=2 基

9) 旧橋撤去設計

- ① 撤去設計（共通） N=1 式
- ② 上部工撤去設計 N=1 式
- ③ 橋台撤去設計 N=1 式
- ④ 橋脚撤去設計 N=1 式

10) 一般構造物設計

- ① 箱型函渠詳細設計 N=1 式

11) その他

- ① 合同現地踏査 N=1 回
- ② 打合せ（神通川流況解析） 中間1回 N=1 業務

- ③ 打合せ（橋梁詳細設計） 中間6回 N=1 業務
- ④ 関係機関打合せ協議（橋梁詳細設計） N=3 機関（河川管理者、道路管理者、公安委員会）

(4) 概算工事費の算出

本設計工種に対して、概算工事費の算出を行う。

▽工事費の算出においては、今後予想される社会情勢の動向（資材高騰、人手不足等）を考慮すること。また、このことを踏まえた工期の算定を行うこと。

【地質調査業務】

(1) 機械ボーリング

- 1) 土質ボーリング N=6 箇所（A1・A2橋台、P1～P4橋脚）

粘性土・シルト（φ 66mm）	L=14m
砂・砂質土（φ 66mm）	L=72m
礫混じり土砂（φ 66mm）	L=25m
砂・砂質土（φ 86mm）	L=40m
礫混じり土砂（φ 86mm）	L=17m

(2) サウンディング及び原位置試験

- 1) 標準貫入試験 N=174回

粘性土・シルト	N=14回
砂・砂質土	N=112回
礫混じり土砂	N=48回

- 2) 孔内載荷試験（普通載荷） N=9 回

(3) 室内土質試験

- 1) 土粒子の密度試験 N=115試料
- 2) 土の含水比試験 N=115試料
- 3) 土の粒度試験（沈降分析） N=13試料
- 4) 土の粒度試験（ふるい分析） N=102試料
- 5) 土の液性限界試験 N=13試料
- 6) 土の塑性限界試験 N=13試料

(4) 準備・仮設

- 1) 平坦地足場 N=3 箇所
- 2) 傾斜地足場 N=2 箇所
- 3) 水上足場 N=1 箇所
- 4) 準備及び跡片付け N=1 業務
- 5) 調査孔閉塞 N=5 箇所
- 6) 給水費（ポンプ運転） N=5 箇所

18. 設計変更

土質・地質調査及び設計等の内容や項目を変更する必要がある場合は、発注者及び受注者の

協議により設計変更を行うものとする。

19. 受注者（照査技術者）の照査報告

受注者（照査技術者）は、「橋梁（詳細）設計照査要領」（「橋梁（補修）設計照査要領」）に基づき照査を行うこととし、業務の節目及び業務が完了した時には発注者に報告するものとする。

20. 新技術等の活用の検討

受注者は、業務の実施にあたり新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むものとする。

21. 成果物

成果物は、以下のものとし、編集内容等について調査職員と協議を行うこととする。

- (1) 業務報告書（A4版） 1部
- (2) 電子データ（DVD等） 1式
- (3) 縮小版図面 1部

なお、発注者から業務期間中に成果物の部分提出を求められた場合は、受注者は速やかにこれに応じなければならない。

22. その他

その他、疑義が生じた場合は発注者及び受注者の協議を行うものとする。

情報セキュリティ特記仕様書

(法令遵守等)

第1条 受注者は、本業務の遂行において使用する情報資産（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針2（9）による）を保護するため、情報セキュリティの重要性を認識し、富山市情報セキュリティポリシー、富山市個人情報保護条例（平成17年条例第31号）のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

(安全管理体制)

第2条 受注者は、情報資産の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、重要情報（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ対策基準3（1）による）を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、重要情報を取り扱う者（以下「作業従事者」という。）に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第4条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第5条 受注者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に関わる作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条 受注者は、個人情報の取り扱いにおいて、本契約の約款第3条により再委託等を行う場合には、富山市個人情報保護条例第9条により、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等)

第7条 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(情報の管理)

第8条 受注者は、次の各号の定めるところにより、本業務における情報の管理を行わなければならない。

(1) 重要情報は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 電磁的記録による重要情報を作業場所から持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 情報資産が複製された場合には、複製元と同等の管理を行うこと。

(5) 情報資産の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性を維持すること。

(6) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、重要情報を扱う作業を行わせないこと。

(7) 重要情報を利用する作業を行うパソコンに、情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者は、本業務において利用する情報資産について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第10条 受注者は、本業務の終了時に、本業務において利用した個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、本業務において利用した電磁的記録による個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第11条 受注者は、発注者から、情報資産の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、情報資産の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第12条 発注者は、本業務に係る情報資産の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(情報セキュリティインシデント)

第13条 受注者は、本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合は、速やかに発注者に対して報告し、指示に従わなければならない。

2 受注者は、情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、富山市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

貸与予定資料一覧

1. 神通大橋（上流側）（令和2年9月）点検結果
 2. 神通大橋（令和4年10月）測量成果 SFC形式
 3. 神通大橋（上流側）（平成25年8月）土質調査成果 PDF形式
 4. 神通大橋（上流側）占用物一覧 PDF形式
 5. 富山市橋梁マネジメント修繕計画改定業務委託
第3編 神通大橋（上流側）の措置に係る概算事業費等の算出 報告書（令和5年7月） PDF形式
- その他、提案に必要かつ提供可能な資料 一式

【橋梁諸元】

参考

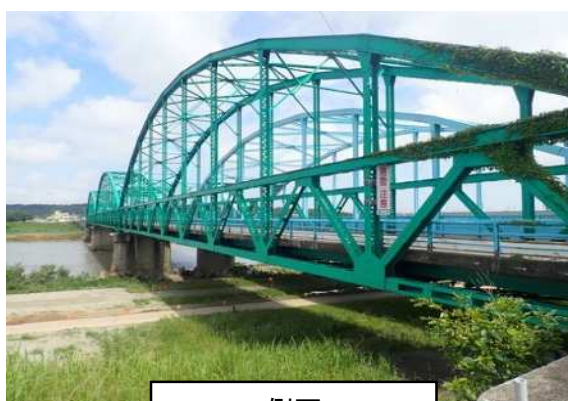
橋梁名	神通大橋（上流側）		
路線名	市道神通町安養坊線		
所在地	富山市 神通町三丁目 地内		
橋梁種別	河川橋		
上部構造形式	鋼ランガー+PCT桁橋		
床版形式	RC床版+PC床版		
下部工形式	橋台	2基	重力式橋台
	橋脚	9基	RC柱橋脚（1柱角・面取）
	基礎	11基	基礎型式不明
橋長	425.8m		
径間長	最大70.0m		
幅員	6.8m（地覆0.4m+車道6.0m+地覆0.4m）		
径間数	10径間		
架設年	1956年（昭和31年）		
設計荷重	13 t		
交差条件	神通川（河川管理者：国）		
適用基準	S14道示		
最新点検年	令和2年度（健全度：Ⅲ）		
その他	第三次緊急輸送道路及びバス路線		



全景（上流側より）



1径間正面起点



側面



7径間正面起点

標準断面図

